

大阪広域環境施設組合現金領収証書の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号）（以下、「規則」という。）第22条に定める財務会計システムによる納付書の発行ができない場合において、同条第3項の会計管理者がやむを得ないと認める公金の現金領収証書（以下「領収書」という。）により収納する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(領収書の様式)

第2条 領収書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 前項の領収書には、一連番号を付すものとする。

(領収書の使用範囲)

第3条 前条第1項の領収書は、各種手数料及び各種使用料その他の公金を納入する場合に限り使用するものとする

(領収書による収納)

第4条 領収書による収納は、「領収証書」及び「原符」の領収印欄に出納員又は分任出納員（以下、「出納員等」という。）の領収印を押印するものとする。

2 出納員等が現金を収納したときは、領収金額、歳入の内容及び領収年月日を現金出納簿にその都度記載するものとする。

(原符の保管)

第5条 領収書の「原符」は、別に定める「出納証拠書類等保存要綱」に基づき10年間保管しなければならない。

(領収書の表記)

第6条 領収書の各欄の記載事項は、規則第22条第3項第3号に定める事項を表記しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱で定める様式によりがたい場合は、会計管理者と協議して異なる様式を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

No. _____

原 符

様	
金 額	円
但し、 上記の金額を領収しました。 年 月 日 大阪広域環境施設組合	
取扱者印	

No. _____

領 収 証 書

様	
金 額	円
但し、 上記の金額を領収しました。 年 月 日 大阪広域環境施設組合	
領 収 印	